

# 東が丘あじさいホーム 入居者募集要項



目黒区健康福祉部障害施策推進課・障害者支援課

令和8年3月

## 1 施設の概要

所在地 目黒区東が丘一丁目21番15号 目黒区東が丘障害福祉施設内  
事業種別 福祉ホーム、都型重度身体障害者グループホーム  
居室数 7室  
併設事業 短期入所事業（2室）、生活介護事業（東が丘福祉工房）  
運営法人 社会福祉法人東京援護協会（指定管理者）

## 2 募集について

(1) 対象者 ※以下のア～オをすべて満たす必要があります。

ア 募集期間の末日時点で、18歳以上かつ目黒区内在住である

イ 身体障害者手帳2級以上（肢体不自由等）であって、入浴、炊事、食事等に全面介助又は一部介助を要する

ウ ホームヘルパー等を活用して日常生活（排泄、入浴含む）を営むことができる

エ 自立した生活への意欲がある

オ 常時の医療を必要としない

(2) 募集人数

1人（1室）

(3) 募集概要

ア 周知方法 「めぐろ区報」3月15日号及び区公式ウェブサイト等によって周知します。

イ 募集期間 令和8年3月16日（月）～3月31日（火）

ウ 入居期限 3年間

エ 利用申込 障害者支援課身体障害者相談係へ電話又はファックスで連絡してください。上記対象条件の確認後、利用申込書の作成を依頼しますので、下記申込先に提出してください。

オ 申込先 〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎本館2階

障害者支援課身体障害者相談係

TEL：03-5722-9850

FAX：03-3715-4424

カ 利用判定 利用申込者が募集人数を超えた場合には、申込者について、支援及び利用の必要の程度、居宅における介護の困難さの程度等を勘案し、区が設置する入居判定委員会において利用順位を決定します。利用者は、5月に決定し、6月以降に入居開始の予定です。

#### (4) 申込みから利用開始までの流れ

利用申込み	令和8年3月16日から3月31日まで
↓	
面談、調査、利用申込書提出	令和8年4月
↓	
入居判定委員会	令和8年5月上旬
↓	
入居者決定、利用申請書提出	令和8年5月中旬
↓	
利用承認、利用契約の締結	令和8年5月下旬～6月
↓	
入居開始	令和8年6月以降

### 3 費用負担

#### (1) 使用料

収入の額等による区分（年額）	使用料（月額）
1,164,000円以下	15,000円
1,164,001円以上2,328,000円以下	30,000円
2,328,001円以上3,492,000円以下	45,000円
3,492,001円以上	60,000円

※利用者が二十歳未満であるときは、扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）の収入額による。

(2) 共益費 月額2,000円

(3) 光熱水費、食費、日用品費等 実費

### 4 その他

(1) 居室の広さ 20.20㎡

(2) 居室内設備 フローリング床、トイレ（車イス対応、洗浄乾燥機能付、手すり設置）、流し（電磁調理器1口）、クローゼット1台、天井走行リフト設置（必要時に機器取り付け）、呼び出しボタン

(3) 家具類は持ち込み可能です。

(4) テレビは、地上波、BS放送を視聴できます。

(5) 電話、インターネットは引き込み作業後に使用可能です。

（ご希望の場合は、入居の際にご相談ください。）

(6) 食事は、共有部分にある食堂でとることができます（感染症対策のため、現在は基本的に各居室内で食事をとっていただいています）。

※希望される方は、事前注文により施設内における給食サービス（有償）を利用することができます。給食サービスを利用される場合は、原則として持ち込みの食事と同時にお召し上がりいただくことはできません。

(7) 浴室は共用部分に2室、リフト浴が設置されています。施設での入浴は、週3日程度となりますので、入浴できない日は清拭等による対応となります。

(8) 洗濯機は共用ですが、入浴日の方が優先的に使用する運用としています。また、1日に使用できるのは1回までです。

<居室レイアウト（左右反対の居室もあります）>

